

## 市第 157 号議案

## 横浜市男女共同参画センター条例の一部改正

横浜市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年 2 月10日提出

横浜市長 林 文 子

## 横浜市条例（番号）

## 横浜市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

横浜市男女共同参画センター条例（昭和63年 3 月横浜市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号に次のように加える。

## ウ 駐車場

第 8 条第 1 項中「受けた者」の次に「又は男女共同参画センター横浜北において駐車場を利用する者」を加え、同条第 3 項中「利用料金」の次に「（駐車場に係る利用料金を除く。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

4 駐車場に係る利用料金は、駐車場から自動車を出場するときに納付しなければならない。

## 別表中

附 帯 設 備	1 式又は 1 台、1 日につき	90,000	を
---------	------------------	--------	---

駐 車 場	1 台、30 分につき	100	に
附 帯 設 備	1 式又は 1 台、1 日につき	90,000	

改め、同表備考 2 中「の施設」の次に「（駐車場を除く。以下同じ

。 ) 」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

#### 提 案 理 由

男女共同参画センター横浜北の駐車場について、利用料金に関する規定の整備を図るため、横浜市男女共同参画センター条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市男女共同参画センター条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）  
（~~下段~~ 現 行）

（施設）

第 3 条 前条に掲げる事業を行うため、センターに次の施設を置く。  
。

（第 1 号及び第 2 号省略）

(3) 男女共同参画センター横浜北

（ア及びイ省略）

ウ 駐車場

（利用料金）

第 8 条 前条第 1 項の規定により許可を受けた者 又は男女共同参画センター横浜北において駐車場を利用する者 は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

（第 2 項省略）

3 利用料金（駐車場に係る利用料金を除く。） は、前納とする。  
ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

4 駐車場に係る利用料金は、駐車場から自動車を出場するときに納付しなければならない。

別表（第 8 条第 2 項）

種	別	単	位	利 用 料 金
（省 略）				

男女共同参画センター 横浜北	(省 略)	
	駐 車 場	1台、30分につき <u>100</u>
	附 帯 設 備	1式又は1台、1日につき 90,000

( 備 考 )

( 1 省 略 )

- 2 センターの施設 ~~( 駐 車 場 を 除 く 。 以 下 同 じ 。 )~~ の利用が、午前9時から午後9時までの時間以外の時間(以下「時間外」という。)にわたった場合の当該時間外に係る利用料金の額は、時間外における利用1時間につき、利用する当該施設の1日の利用料金の額に7分の1を乗じて得た額とする。この場合において、時間外における利用時間が1時間未満のとき、又はこれに1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。

( 3 及 び 4 省 略 )